

令和3年度～令和7年度 第4次恵那市行財政改革行動計画(原案)

番号	新・継	具体的な改革項目	最終目標値	現状と課題 (これまでの取組)	改革の目的 及び効果	取り組み内容	実施概要	R3	R4	R5	R6	R7	実行責任部課	実行関係部課		
I-①-1	継続	市民窓口サービスの向上	公平な窓口サービスの提供(だれが応対しても適切で親切的な窓口サービス)	窓口関係課による「窓口サービス向上チーム」を設置し、サービス向上の改善策を検討した。窓口コンセプト「迷わせない、待たせない、書かせない」窓口を設定し、ライフイベントにかかる手続きで、ワンストップ、スマートストップ窓口を実施することで、待ち時間、手続き時間、滞在時間の削減を図った。挨拶の徹底、案内の仕方、他部署への繋ぎ方など、職員研修として接遇実践研修を行った。西庁舎1階について、案内サインを課名から手続き内容に変更し、お客様を迷わせない表示とした。多言語対応として、アプリ等の導入を行った。	市民ニーズに応じた行政サービスを提供するとともに、市民窓口サービスの充実と向上について検討し、より良いサービスを継続的・効果的に提供できるよう取り組み、顧客満足度向上に繋げる。	窓口サービス向上チームでの検討会議を継続して実施し、市民ニーズに応じた行政サービスを効果的に提供するための事業や取り組みの検討を行い実施していく。職員の質の向上、窓口業務の改善を検討し、サービス向上に努める。導入した取り組みや機器等の推進や検証を継続的に実施する。	取り組み内容	・窓口サービス向上チームによる市民窓口サービス向上の取り組み内容検討会議開催。 ・職員へ取り組み内容の周知徹底。	・窓口サービス向上チームによる市民窓口サービス向上の取り組み内容検討会議開催。 ・職員へ取り組み内容の周知徹底。	・窓口サービス向上チームによる市民窓口サービス向上の取り組み内容検討会議開催。 ・職員へ取り組み内容の周知徹底。	・窓口サービス向上チームによる市民窓口サービス向上の取り組み内容検討会議開催。 ・職員へ取り組み内容の周知徹底。	・窓口サービス向上チームによる市民窓口サービス向上の取り組み内容検討会議開催。 ・職員へ取り組み内容の周知徹底。	・窓口サービス向上チームによる市民窓口サービス向上の取り組み内容検討会議開催。 ・職員へ取り組み内容の周知徹底。	市民サービス部市民課	全部課	
								目標設定及び実績	窓口サービス向上チーム検討会議	実施	実施	実施	実施			実施
								職員向け研修会または説明会	実施	実施	実施	実施	実施			
								市民意識調査「不満」	5%以下	5%以下	5%以下	5%以下	5%以下			
								予想効果額	-	-	-	-	-			
I-①-2	新規	行政情報発信の推進	住民満足度の向上と職員負担軽減の両面実現	市民からのお問い合わせについては、電話や電子メール、窓口で職員が直接対応している状況である。職員による対応のため、原則開庁時間内の対応となる。また、休日・夜間・年末年始等は宿日直がいるものの、詳細な問い合わせには対応できていない。	市民は、24時間チャットボットを通じて対話形式で問い合わせることができる。申請や手続きなどの案内にもつながり住民満足度の向上につながる。職員にとっては、問い合わせにかかる業務負担(件数・時間)が減り業務効率化につながるとともに、企画業務や調査研究業務への注力ができる。	AIチャットボットの導入 問い合わせ内容の分析と業務反映	取り組み内容	・導入検討 ・実証実験の実施	・AIチャットボットの導入 ・周知	・回答率の向上に向けた精査 ・問い合わせ内容の分析と反映	・回答率の向上に向けた精査 ・問い合わせ内容の分析と反映	・回答率の向上に向けた精査 ・問い合わせ内容の分析と反映	・回答率の向上に向けた精査 ・問い合わせ内容の分析と反映	総務部総務課	全部課	
								目標設定及び実績	内部協議実証実験	実施						
								AIチャットボットの導入		実施						
								AIチャットボットへのお問い合わせ件数			500件/月	600件/月	700件/月			800件/月
								予想効果額	-	-	-	-	-			
I-②-1	新規	オンライン申請手続きの推進	施設や講座等の予約申請・確認のオンライン化の実現	本市において、施設や講座の予約は、予約状況が分からないため、施設の窓口あるいは電話で問合せが必要がある。また、利用のために窓口へ赴いて申請書の記入をしなければならぬ。施設管理側も予約確認の電話対応や、紙申請内容の確認とデータ入力負担が発生している。	オンラインで施設の予約状況の公開や申請手続きを可能とすることで、問い合わせ件数の減少や、申請手続きの簡素化に繋がるとともに、市民の利便性の向上につながる。	施設をはじめ予約の事務フローの点検、申請のオンライン化の実現、施設予約状況等ウェブサイト等で確認できる仕組みづくりを行う。 【参考実績】 ・まきがね公園体育施設年間申込件数(H29実績)4,444件 ・恵那文化センター年間申込件数(H30実績)620件	取り組み内容	・オンラインによる施設予約手続きの導入 ・オンライン手続きの拡大検討 ・オンラインによる施設予約申請手続きの周知	・オンライン手続きの拡大検討 ・オンラインによる施設予約申請手続きの周知	・オンライン手続きの拡大検討 ・オンラインによる施設予約申請手続きの周知	・オンライン手続きの拡大検討 ・オンラインによる施設予約申請手続きの周知	・オンライン手続きの拡大検討 ・オンラインによる施設予約申請手続きの周知	・オンライン手続きの拡大検討 ・オンラインによる施設予約申請手続きの周知	総務部危機管理課	全部課	
								目標設定及び実績	オンラインによる施設予約手続きの導入	実施						
								オンライン手続きの拡大検討	実施	実施	実施	実施	実施			
								オンラインによる施設予約申請の割合	30%	35%	40%	45%	50%			
								予想効果額	-	-	-	-	-			

令和3年度～令和7年度 第4次恵那市行財政改革行動計画(原案)

番号	新・継	具体的な改革項目	最終目標値	現状と課題 (これまでの取組)	改革の目的 及び効果	取り組み内容	実施概要	R3	R4	R5	R6	R7	実行責任部課	実行関係部課	
I-②-2	新規	公共料金のキャッシュレス決済推進	公共料金のキャッシュレス決済推進	現在の公共料金の支払いは、現金のみの取扱であるが、近年は電子マネー、モバイル決済等を用いたいわゆる「キャッシュレス決済」の利用が拡大しており、市税等の納付や手数料及び施設利用料においてもモバイル決済、電子マネー決済などを導入し、お客様の支払い手段の選択肢を増やすことが急務である。令和2年度までに、市税、国民健康保険料、上下水道料金のキャッシュレス決済と、住民票、印鑑登録証明書、税証明書のキャッシュレス対応可とした。	国の示すキャッシュレス社会実現のための「キャッシュレス・ビジョン」に資する取り組みを推進するため、キャッシュレス決済環境の整備及び利活用を推進することで、キャッシュレス決済の普及促進と市民の利便性の向上と事務効率化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・市税、国民健康保険料、上下水道料金以外の公金収納についてキャッシュレス決済対応。 ・公共施設などの施設利用料のキャッシュレス対応。 ・導入施設の検討。 	取り組み内容	・キャッシュレス決済に対応させる公共料金の検討	・キャッシュレス決済に対応させる公共料金の検討	・キャッシュレス決済に対応させる公共料金の検討	・キャッシュレス決済運用	・キャッシュレス決済運用	会計課	全部課	
							目標設定及び実績	納付書バーコードを利用したアプリ決済	導入検討	導入検討	導入検討	実施			検証
							施設利用料、窓口手数料の電子マネー支払い	導入検討	導入検討	導入検討	実施	検証			
							予想効果額	-	-	-	-	-			
I-③-1	新規	人材育成の推進	質の高い職員の育成を行い組織としての総合力を高める	平成28年3月に策定した、恵那市人材育成基本方針に基づき、研修等を通じた人材育成に取り組んでいる。今後、地方分権の一層の進展、多様化する市民ニーズへの対応、職員の削減による業務の効率化など、個々の職員による能力と業績については従来以上に求められている現状がある。	職員研修等を通じ、職員一人ひとりの能力向上を図り、多様化する市民ニーズへの対応、当局が抱える諸課題に柔軟に対応できる職員の育成を図ることを目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・集団研修の実施(政策形成研修、タイムマネジメント研修、プレゼンテーション研修等、係長級までの職員を中心に実施) ・専門研修の実施(各課若手職員を中心とした、専門知識を習得するための研修を実施) ・民間企業への職員研修派遣の実施 	取り組み内容	<ul style="list-style-type: none"> ・集団研修の実施 ・専門研修の実施 ・民間企業への職員研修派遣の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・集団研修の実施 ・専門研修の実施 ・民間企業への職員研修派遣の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・集団研修の実施 ・専門研修の実施 ・民間企業への職員研修派遣の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・集団研修の実施 ・専門研修の実施 ・民間企業への職員研修派遣の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・集団研修の実施 ・専門研修の実施 ・民間企業への職員研修派遣の実施 	総務部総務課	全部課	
							目標設定及び実績	・集団研修	年8回以上	年8回以上	年8回以上	年8回以上			年8回以上
							・専門研修	年50人以上	年50人以上	年50人以上	年50人以上	年50人以上			
							・民間企業への職員研修派遣	実施	実施	実施	実施	実施			
予想効果額	-	-	-	-	-										
I-③-2	新規	働き方改革の推進	職員個々の実情に応じた多様なワーク・ライフ・バランスと多様な柔軟な働き方の実現を目指す	限られた職員体制の中で、変化し続ける社会情勢に対応し、将来を見据えた積極的な行政運営を持続するため、職員個人の働き方に変革を行い、組織力の更なる向上が必要である。また、業務の改善や効率化により、労働生産性を向上させ、職員が住民視点の考えを持ち、自らのワーク・ライフ・バランスを実現することにより、家庭・職場・健康・地域活動などの生活基盤の上で、仕事と喜びと誇りを感じながら最大限に能力を発揮できる組織づくりが求められている。	職員一人ひとりがワーク・ライフ・バランスを意識し、家庭・職場・健康・地域活動などの更なる充実を図り、多様な働き方を行うことで、組織力の向上と今後厳しさを増す行政運営の維持を図ることを目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・テレワークの実施 ・フレックスタイム制の実施 ・年次有給休暇の取得促進 ・男性の育児休暇制度取得促進 	取り組み内容	<ul style="list-style-type: none"> ・テレワークの実施 ・フレックスタイム制の実施 ・年次有給休暇の取得促進 ・男性の育児休暇制度取得促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・テレワークの実施 ・フレックスタイム制の実施 ・年次有給休暇の取得促進 ・男性の育児休暇制度取得促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・テレワークの実施 ・フレックスタイム制の実施 ・年次有給休暇の取得促進 ・男性の育児休暇制度取得促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・テレワークの実施 ・フレックスタイム制の実施 ・年次有給休暇の取得促進 ・男性の育児休暇制度取得促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・テレワークの実施 ・フレックスタイム制の実施 ・年次有給休暇の取得促進 ・男性の育児休暇制度取得促進 	総務部総務課	全部課	
							目標設定及び実績	・テレワークの活用	実施	実施	実施	実施			実施
							・フレックスタイム制の活用	実施	実施	実施	実施	実施			
							・年次有給休暇の取得(H30実績:11.8日/人)	12日/人	13日/人	14日/人	15日/人	15日/人			
							・男性の育児休暇制度取得(H30実績:57.1%)	60%	70%	80%	90%	100%			
予想効果額	-	-	-	-	-										

令和3年度～令和7年度 第4次恵那市行財政改革行動計画(原案)

番号	新・継	具体的な改革項目	最終目標値	現状と課題(これまでの取組)	改革の目的及び効果	取り組み内容	実施概要	R3	R4	R5	R6	R7	実行責任部課	実行関係部課	
II-①-1	新規	職員提案による業務改善の実施	毎年1提案以上の採用	定型業務の見直しを行うため、BPR(Business Process Re-engineering)を進める。	全庁的な業務改善・効率化に繋げること、職員の行財政改革に対する意識付けを行う。	毎年職員から業務改善の提案募集を行い、業務の見直し、検討を実施する。	取り組み内容	職員による業務改善提案 ・提案内容の内部協議	職員による業務改善提案 ・提案内容の内部協議 ・改善提案の取り入れ	職員による業務改善提案 ・提案内容の内部協議 ・改善提案の取り入れ	職員による業務改善提案 ・提案内容の内部協議 ・改善提案の取り入れ	職員による業務改善提案 ・提案内容の内部協議 ・改善提案の取り入れ	職員による業務改善提案 ・提案内容の内部協議 ・改善提案の取り入れ	まちづくり企画部 企画課	全部課
							目標設定及び実績	内部協議	実施	実施	実施	実施	実施		
							職員による業務改善提案	実施	実施	実施	実施	実施			
							業務改善の実施		1提案以上の取り入れ	1提案以上の取り組み	1提案以上の取り組み	1提案以上の取り組み			
予想効果額		-	-	-	-	-									
II-①-2	新規	業務の自動化による効率化と生産性向上	RPA等業務支援ツール活用による業務負担の軽減	自治体業務は、社会の多様化にあわせ日々増加しており、職員にかかる負担が増えている。そのため残業時間を増やしたり、臨時職員等作業員の増員により対応している現状である。	情報技術の進展により、定型的な業務の自動処理により、作業量の多い業務を短時間で処理することが可能となった。行政事務においても業務の自動化を実施し、効率化と生産性の向上を図り、残業時間の削減をはじめ業務にかかるコストの削減を目指す。RPA(Robotic Process Automation)等業務支援ツールを活用した業務効率化を図る。(他市での事例)東京都港区では、保育園入園業務で250時間、契約業務で275時間、児童手当業務で1,400時間、介護保険審査で1,200時間の削減を達成した。岐阜市でも実証実験を行っており、軽自動車税・個人市民税・固定資産税・取滞納管理といった12の業務で、年間1,910時間(73.2%)もの削減結果が出た。	ICTを活用した業務負担軽減を目的に、RPA等の知識を深めるための研修等への参加、効果が期待できる業務の調査、現在の業務にかかるコストと削減が見込めるコストの算出、実際の導入と同時にコスト削減への取り組みを実施する。	取り組み内容	業務手法の調査 ・RPA等業務支援ツールの導入検討 ・RPA等業務支援ツールの導入	業務手法の調査 ・RPA等業務支援ツールの導入検討 ・RPA等業務支援ツールの導入	業務手法の調査 ・RPA等業務支援ツールの導入検討 ・RPA等業務支援ツールの導入	業務手法の調査 ・RPA等業務支援ツールの導入検討 ・RPA等業務支援ツールの導入	業務手法の調査 ・RPA等業務支援ツールの導入検討 ・RPA等業務支援ツールの導入	業務手法の調査 ・RPA等業務支援ツールの導入検討 ・RPA等業務支援ツールの導入	総務部 危機管理課	全部課
							目標設定及び実績	業務手法の調査	実施	実施	実施	実施	実施		
							RPA等業務支援ツールの導入検討	検討	検討	検討	検討	検討			
							RPA等業務支援ツールの導入	試行導入	1業務以上導入	1業務以上導入	1業務以上導入	1業務以上導入			
予想効果額		-	-	-	-	-									
II-②-1	継続	職員定数の適正化	令和7年4月1日の定員適正化計画による管理職員●●●人を目標とする。	市町村合併時998人であった職員は、令和2年4月1日現在675人となり、この間、5年ごとの行財政改革大綱と連携した指定管理者制度の導入、技能労務職の退職不補充、勸奨退職などにより300人を超える職員の削減をしてきた。しかしながら、県内自治体や全国の同級団体と比較すると当市の職員数は多い状況にあり、引き続き削減していかなければならない状況にある。また職員については、市民ニーズの一層の多様化、複雑化する社会情勢への即応など、より専門性の高い事務の対応が求められているため、職員の育成も含めた定員管理を行っていく。	市民ニーズに対応した安定的な行政サービスの提供及び維持を将来にわたり行うには、効率的な行政運営を図る必要があり、職員数の管理を徹底していく。	第4次職員適正化計画に基づいた定員管理の実施。	取り組み内容	第4次定員適正化計画に基づいた定員管理の実施	第4次定員適正化計画に基づいた定員管理の実施	第4次定員適正化計画に基づいた定員管理の実施	第4次定員適正化計画に基づいた定員管理の実施	第4次定員適正化計画に基づいた定員管理の実施	第4次定員適正化計画に基づいた定員管理の実施	総務部 総務課	全部課
							目標設定及び実績	管理職員数	(目標)●	(目標)●	(目標)●	(目標)●	(目標)●		
							予想効果額								

令和3年度～令和7年度 第4次恵那市行財政改革行動計画(原案)

番号	新・継	具体的な改革項目	最終目標値	現状と課題 (これまでの取組)	改革の目的 及び効果	取り組み内容	実施概要	R3	R4	R5	R6	R7	実行責任部課	実行関係部課						
II-②-2	継続	時間外勤務手当の縮減	平成30年の実績を基準に年1%(5年間で5%)の削減目標とする。	職員の時間外勤務縮減について、「ノー残業デーの推進」、「夜10時以降は残業しない」、「所属長の時間外勤務管理の徹底」などを進めてきた。また、時間外の削減については、働き方改革を進めていく上で、平成31年4月1日からは、恵那市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正により、職員一人当たりの年間時間外勤務の上限を設定した。	職員の健康で職務に精励することのできる環境作りやワークライフバランスの実現とともに、人件費の削減を図るため、時間外勤務を縮減する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ノー残業デーの徹底(毎週水曜日、毎月8の付く日、月末の金曜日) ・夜10時以降の時間外勤務の禁止 ・所属長による労務管理の徹底(→原則月45時間以上は認めない) ・フレックスタイムの推進 	取り組み内容 <ul style="list-style-type: none"> ・定期的な時間外勤務状況報告 ・ノー残業デーの徹底 ・フレックスタイムの推進 						総務部 総務課	全部課						
															全会計時間外勤務手当(H30対比)	1%	2%	3%	4%	5%
															目標設定及び実績					
															予想効果額	1.3	2.6	3.9	5.2	6.5
II-②-3	新規	定型窓口業務の民間委託	定型窓口業務の民間委託導入の方針決定	お客様に寄り添う対面窓口を重視し、お客様を「待たせない、迷わせない、書かせない窓口」をコンセプトとし、お客様を、迷わせることのないよう、職員の意識改革や質の向上を目指す取り組みを実施している。今後、職員が減少していく中で、どのようにサービスを維持していくか課題である。	職員の減少に伴い、対応する職員が減る一方で現状のサービスを維持し、更なるサービスの向上を実施していく方法を検討する必要があるため、その方法の一つとして、定型窓口業務の民間委託導入について調査、検証を行い恵那市にあったサービスの提供につなげていく。	民間委託導入についての検証を行うため、導入市への視察や調査を行い、導入の必要性を検討するとともに、今後の恵那市の窓口サービスのあり方について考える。	取り組み内容 民間委託による定型窓口のあり方等の調査、導入市への視察。 恵那市の現状の窓口にあてはめて、調査、検証の実施。 課題の洗い出し。			調査、検証の結果により、導入の協議、検討。	方針の決定。	方針の決定により実施	市民課	市民サービス部及び窓口関係課						
															調査、検証	実施	実施	実施	方針の決定	方針の決定により実施
															目標設定及び実績					
															予想効果額	-	-	-	-	-
II-③-1	新規	起債額の適正化と積極的な償還による地方債残高の縮減	一般会計の地方債残高250億円	地方交付税の減少や合併特例事業債の終了などにより、一般財源や有利な財源が枯渇しつつある。今後も恵那市が持続可能な財政運営とするためには、行財政改革による歳出の削減が必須となる。しかし、道路や学校などの公共施設は今後老朽化が見込まれるため、修繕や改修が増加することが見込まれる。また、次世代の恵那市をデザインする上で、投資的経費の確保も必要となる。そのため、地方債残高を縮減することにより公債費を下げ、財源の一部とする。これまでの取り組みとしては、令和元年中・長期財政計画を策定し、起債限度額のルールを定めた。また、平成25年度から繰上償還を行っている。	地方債残高の減少による公債費の減少。	<ul style="list-style-type: none"> ・償還額以上の借入れを行わない。 ・起債額から後年度交付税措置予定額を差し引いた実質負担額を、標準財政規模の5%以下とするよう、起債総額を定める。 ・毎年度繰上償還を2億円以上行う。 	取り組み内容 <ul style="list-style-type: none"> ・上記ルールどおりの予算編成とする。 ・上記ルールどおりの予算編成とする。 ・上記ルールどおりの予算編成とする。 ・上記ルールどおりの予算編成とする。 ・上記ルールどおりの予算編成とする。 						総務部 財務課	総務部 財務課						
															地方債残高	280億円	270億円	260億円	255億円	250億円
															実質公債費比率	5%以下	5%以下	5%以下	5%以下	5%以下
															将来負担比率	0%以下	0%以下	0%以下	0%以下	0%以下
予想効果額	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0															

令和3年度～令和7年度 第4次恵那市行財政改革行動計画(原案)

番号	新・継	具体的な改革項目	最終目標値	現状と課題 (これまでの取組)	改革の目的 及び効果	取り組み内容	実施概要	R3	R4	R5	R6	R7	実行責任部課	実行関係部課	
II-③-2	新規	適切な基金額の確保	基金ごとに目標額を設定	<ul style="list-style-type: none"> ・財政調整基金: 現在高約27.8億円(令和元年9月時点)。現状すぐに繰り入れが発生することはないが、予算編成時は年度間調整のため繰り入れている。 ・減債基金: 現在高約21.6億円(令和元年9月時点)。毎年繰上償還分について繰り入れており、繰越金にて同額まで積み立てている。 ・公共施設整備基金: 現在高約44.9億円(令和元年9月時点)。平成29年度から当初予算で2億円計上し、決算剰余金を積み立てている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・財政調整基金: 財政の安定的な運用のためには、一定額以上の確保が必要。標準財政規模の10%以上を確保する。 ・減債基金: 大きく減少しないよう現状を維持する。 ・公共施設整備基金: 公共施設の改修や修繕に今後莫大な費用がかかるため、計画的に積み立てていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・財政調整基金: 決算ベースで減少しないよう基金額を確保。決算剰余金が出れば、標準財政規模の20%を目標に積立。 ・減債基金: 決算ベースで減少しないよう基金額を確保。決算剰余金が出れば、公債費と同額まで積立。 ・公共施設整備基金: 当初予算に2億円計上。決算剰余金も積み立て、公共施設の改修財源とする。目標としては減価償却累計額の1割。 	取り組み内容	基金の積立て	基金の積立て	基金の積立て	基金の積立て	基金の積立て	総務部 財務課	総務部 財務課	
							目標設定及び実績	財政調整基金	基金残高を維持	基金残高を維持	基金残高を維持	基金残高を維持			基金残高を維持
							減債基金	基金残高を維持	基金残高を維持	基金残高を維持	基金残高を維持	基金残高を維持			
							公共施設整備基金	基金残高を前年度比2億円以上増加	基金残高を前年度比2億円以上増加	基金残高を前年度比2億円以上増加	基金残高を前年度比2億円以上増加	基金残高を前年度比2億円以上増加			
予想効果額	-	-	-	-	-	-									
II-③-3	新規	基金運用による安全確実な基金財源の確保	基金運用による安全確実な基金財源の確保(長期財政計画の達成)	<ul style="list-style-type: none"> 基金の効率的な運用のため、国債等の債券による運用を導入し、平成29年度からは、債券運用の保有率を高めるため、基金の一括運用を導入した。 長期財政計画により、短期的な資金需要を考慮し、徐々に運用債券の保有率を上げた。 債券の安全性を考慮し、国債、地方債、政府保証債、財機関係債(AA評価以上)による運用を行う。 (課題) 日銀のマイナス金利導入など低金利政策により、定期預金をはじめ基金利子の確保が難しくなっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 日銀の低金利政策下における基金運用のため、金利情勢を確認しつつ、安全確実な運用を行い、基金財源を確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日銀の金融政策に留意し、効率的な資金運用を行う。 ・基金の長期財政計画に基づいて、債券保有率を維持し、基金利子を確保する。 	取り組み内容	基金利子の確保	基金利子の確保	基金利子の確保	基金利子の確保	基金利子の確保	会計課	会計課	
							目標設定及び実績	運用益額	8千万円以上	8千万円以上	8千万円以上	8千万円以上			8千万円以上
							予想効果額	75.0	75.0	75.0	75.0	75.0			
II-③-4	継続	広告収入事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> 公用車(ごみ収集車、公用バス)広告導入、納税通知書、国保料・介護保険料通知書、検針票、ゴミ袋等への広告導入、広告付物品無償提供事業の拡大。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年度から広告掲載取扱要綱に基づき広告募集を行い、市の封筒、ウェブサイト、広報、広告付案内地図で広告収入を得ている。また、平成29年度から広告付物品無償提供取扱要綱に基づき経費削減を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 全庁一体で自主財源確保に対する共通認識を持って取り組み、財政健全化に寄与する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種媒体(公用車、水道検針票、各種通知書、ゴミ袋等)への広告掲載。 ・広告収入事業については、広告収入額と導入経費を総合的に審査し導入の適否を決定していく。 ・広告付物品無償提供取扱要綱による経費削減。 	取り組み内容	<ul style="list-style-type: none"> 【公用車施設内掲示等広告】 ・導入適否検討 【各種通知書】 ・導入適否検討 【広告付物品無償提供】 ・導入適否検討 	<ul style="list-style-type: none"> 【公用車施設内掲示等広告】 ・導入適否検討 【各種通知書】 ・導入適否検討 【広告付物品無償提供】 ・導入適否検討 	<ul style="list-style-type: none"> 【公用車施設内掲示等広告】 ・導入適否検討 【各種通知書】 ・導入適否検討 【広告付物品無償提供】 ・導入適否検討 	<ul style="list-style-type: none"> 【公用車施設内掲示等広告】 ・導入適否検討 【各種通知書】 ・導入適否検討 【広告付物品無償提供】 ・導入適否検討 	<ul style="list-style-type: none"> 【公用車施設内掲示等広告】 ・導入適否検討 【各種通知書】 ・導入適否検討 【広告付物品無償提供】 ・導入適否検討 	まちづくり企画部 企画課	関係各部課	
							目標設定及び実績	公用車、施設内掲示等への広告	導入適否検討	広告主募集	広告主募集	広告主募集			広告主募集
							各種通知書への広告	導入適否検討	広告主募集	広告主募集	広告主募集	広告主募集			
							広告付物品無償提供事業拡大	導入適否検討	広告付物品無償提供募集	広告付物品無償提供募集	広告付物品無償提供募集	広告付物品無償提供募集			
予想効果額	1.0	1.1	1.2	1.3	1.4										

令和3年度～令和7年度 第4次恵那市行財政改革行動計画(原案)

番号	新・継	具体的な改革項目	最終目標値	現状と課題 (これまでの取組)	改革の目的 及び効果	取り組み内容	実施概要	R3	R4	R5	R6	R7	実行責任部課	実行関係部課	
II-③-5	継続	市有財産の有効活用	市有財産の処分、貸付等	合併後、市有財産は大幅に増加したものの、有効に活用されているとは言えない。今後、市財政は減収が見込まれるなか、継続的に保有する必要性があるかどうか検証するとともに、売却が可能であるか調査を行った。	普通財産の中で売却可能な資産は、売却処分等による有効活用を進め、財源確保を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・遊休財産は処分(売却、譲渡)を推進し、処分できないものについては貸付などを検討。 ・売却可能資産から、既に宅地化された売却できそうな土地については資産調査を実施し処分。 ・一般公募、隣地者への斡旋などを実施。 ・借地契約しているものも売却を推進。 ・公共用地や施設の処分等を適正に行うために、「公有財産活用検討委員会」を設置。 	取り組み内容	売却可能資産の抽出。資産調査。一般公募等の実施。	売却可能資産の抽出。資産調査。一般公募等の実施。	売却可能資産の抽出。資産調査。一般公募等の実施。	売却可能資産の抽出。資産調査。一般公募等の実施。	売却可能資産の抽出。資産調査。一般公募等の実施。		総務部財務課	総務部財務課
							目標設定及び実績	売却可能資産抽出、一般公募	売却可能資産10件程度抽出し、一般公募に掛ける。	売却可能資産10件程度抽出し、一般公募に掛ける。	抽出した売却可能資産の見直し。PR方法の検証。	検証を基に再度10件程度の売却可能資産を抽出し、一般公募に掛ける。	検証を基に再度10件程度の売却可能資産を抽出し、一般公募に掛ける。		
							意向調査		賃貸借契約者に売却の意向調査を行う。	賃貸借契約者に売却の意向調査を行う。	賃貸借契約者に売却の意向調査を行う。	賃貸借契約者に売却の意向調査を行う。	賃貸借契約者に売却の意向調査を行う。		
							予想効果額		3.0	3.0	3.0	3.0	3.0		
II-③-6	継続	通園バス等の利用者の受益者負担	通園バス(岩村、山岡)、定期券助成(やまびこ、みさと、串原)、通園バス(上矢作)の利用者負担	園の統合の条件として、6つの園においては、2km以上の園児は園バスを利用(岩村・山岡)したり、路線バスの定期券助成(やまびこ、みさと、串原)を受けたり、通園バスを利用(上矢作)するなど、形態の違いはあれどもいずれも無償で利用しており、他園の保護者との均衡が図られていない。平成24年度には市民評価委員会より、「保育園通園バス運営事業は6園の保護者が無償で利用しているが、他園との均衡を図るため利用者負担金を徴収されたい」との提言を受けている。	6園以外の保護者との公平性確保のために全市的な視点で見直す。	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者会との協議。 ・利用者負担案の作成。 ・保護者説明会の開催。 	取り組み内容	<ul style="list-style-type: none"> ・方針(案)の作成 ・保護者会との協議 ・利用者負担金(案)の提示 ・ニーズの把握、調査 	保護者説明会	保護者説明会	<ul style="list-style-type: none"> ・方針決定 ・例規等整備 ・保護者説明会(周知期間) 	<ul style="list-style-type: none"> ・方針決定により実施(利用者負担金の徴収) 		教育委員会事務局 幼児教育課	教育委員会事務局 幼児教育課
							目標設定及び実績	保護者協議	保護者会との協議(各園)	保護者会との協議(各園)	保護者会との協議(各園)	保護者会との協議(各園)			
							バス運行方法の検討		方針(案)の作成 利用者負担金(案)の作成 (ニーズの把握、調査)			方針決定 例規等整備	実施		
							予想効果額		-	-	-	-	2.5		
II-③-7	継続	下水道区域内の水洗化率の向上	下水道区域内の水洗化率 91%	下水道の供用区域内では水洗化率の向上のために普及推進とPRを行っているが、世帯の高齢化や経済的理由等により伸び悩んでいる現状にある。	水洗化率の向上、すなわち下水道利用者の増による使用料収入の増加対策を講じ、経営の健全化を図る。と同時に、公共水域等の環境保全の向上を図り、住みよいまちづくりを推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・さらなる普及PRの実施。(広報への掲載、環境フェア等のイベント時PR活動、加入推進重点地域での戸別訪問等) ・高齢福祉課と連携し、高齢世帯の普及活動を行うとともに、既存の住宅改修の補助金等の担当課との連携を図ることで、水洗化率向上を図る。 	取り組み内容	下水道の普及PR戸別訪問の実施	下水道の普及PR戸別訪問の実施	下水道の普及PR戸別訪問の実施	下水道の普及PR戸別訪問の実施	下水道の普及PR戸別訪問の実施		水道環境部 上下水道課	水道環境部 上下水道課
							目標設定及び実績	水洗化率	90.2%	90.4%	90.6%	90.8%	91.0%		
							下水道の普及PR活動		広報えな掲載 環境フェアにてPR 他部署との連携による水洗化の促進	広報えな掲載 環境フェアにてPR 他部署との連携による水洗化の促進	広報えな掲載 環境フェアにてPR 他部署との連携による水洗化の促進	広報えな掲載 環境フェアにてPR 他部署との連携による水洗化の促進	広報えな掲載 環境フェアにてPR 他部署との連携による水洗化の促進		
							戸別訪問		戸別訪問 PR期間の設定	戸別訪問 PR期間の設定	戸別訪問 PR期間の設定	戸別訪問 PR期間の設定	戸別訪問 PR期間の設定		
予想効果額		1.5	3.0	4.5	6.0	7.4									

令和3年度～令和7年度 第4次恵那市行財政改革行動計画(原案)

番号	新・継	具体的な改革項目	最終目標値	現状と課題 (これまでの取組)	改革の目的 及び効果	取り組み内容	実施概要	R3	R4	R5	R6	R7	実行責任部課	実行関係部課
Ⅱ-④-1	継続	公共施設等総合管理計画の推進(①集会所施設(地域限定施設等)関係)	施設の統廃合又は、施設のあり方の検討及び方針決定	利用者が地域に限定されている地域集会所施設等について、地域への移譲や指定管理による地元管理を志向してきたが、結果として一部実施することができなかった。	地域集会所施設等の地域への移譲または休止・廃止等の方針を決定及び実施し、公共施設の再配置を進める。	・地域や利用者との協議。 ・移譲、休止、廃止等方針の決定、調整・実施。 ・周辺施設との機能の複合化を含め検討。	取り組み内容	協議検討	協議検討	協議検討	方針決定	方針決定による調整・実施	まちづくり企画部 地域振興課	各振興事務所
							ふれあい会館吉良見	協議検討	協議検討	協議検討	方針決定	調整・実施		
							明智文化センター	協議検討	協議検討	協議検討	方針決定	調整・実施		
							福寿の里ふれあいセンター(農村公園)	協議検討	協議検討	協議検討	方針決定	調整・実施		
							山岡農村環境改善センター	協議検討	協議検討	協議検討	方針決定	調整・実施		
							山岡向山会館(指定管理R3.3.31まで)	完了予定						
							飯峽会館(指定管理R3.3.31まで)	完了予定						
							ふるさと富田会館(指定管理R3.3.31まで)	完了予定						
							予想効果額	0 FM(457)	-	-	-	-		
Ⅱ-④-2	新規	公共施設等総合管理計画の推進(②高齢福祉施設関係)	岩色いきがい会館の移譲	高齢者福祉の健康増進及び介護予防のための事業、交流を目的とした、高齢者施設の管理運営について指定管理制度を導入。現状は、高齢者の事業以外に、学童保育を目的として場所の提供。その他に指定管理者であるシルバー人材センターが、シルバー人材センター恵南事務所として、恵南地域の窓口業務を行っている。シルバー人材センターへ、指定管理料0円であること、利用者が地域住民が多いことから、譲渡について意向を確認してきたが具体的な実施には至っていない。	シルバー人材センターへ譲渡し、シルバー人材センターの恵南事務所としての業務、地域高齢者の健康増進及び介護予防のための事業、学童保育の事業などを目的とし、地域住民の施設の有効活用を図る。	シルバー人材センターとの協議。	取り組み内容	恵那市シルバー人材センターとの協議	協議検討	協議検討	方針決定	方針決定により移譲	医療福祉部 高齢福祉課	医療福祉部 高齢福祉課
							岩色いきがい会館(指定管理R8.3.31まで)	協議検討	協議検討	協議検討	方針決定	移譲		
							予想効果額	-	-	-	-	0 FM(42)		
							山岡やすらぎの里(指定管理R3.3.31まで)	協議検討	協議検討	方針決定	協議及び手続き	移譲又は廃止		
Ⅱ-④-3	継続・新規	公共施設等総合管理計画の推進(③農業関連施設関係)	施設の移譲、統廃合又は、施設のあり方の検討及び方針決定	利用者が地域に限定されている地域集会所施設等について、地域への移譲や指定管理による地元管理を志向してきたが、結果として実施することができなかった。	地元や関係団体の同意が得られた施設は地元等へ移譲し、同意が得られない施設については検討を進め施設のあり方を決定し、公共施設の再配置を進める。	・地域や利用者との協議。 ・移譲及び廃止方針の決定、実施。	取り組み内容	・移譲 ・協議検討	地元・関係団体との協議	方針決定	地元・関係団体との協議	移譲又は廃止	農林部 農政課	各振興事務所
							山岡やすらぎの里(指定管理R3.3.31まで)	協議検討	協議検討	方針決定	協議及び手続き	移譲又は廃止		
							串原朝市広場みちくさ	協議検討、方針決定	協議及び手続き	移譲又は廃止	完了	完了		
							串原健康管理センター	協議検討	協議検討	協議検討	協議検討	方針決定		
							山岡花・野菜育苗施設	協議検討	協議検討	方針決定	協議及び手続き	移譲又は廃止		
							予想効果額	-	-	0.1 FM(118)	-	0 FM(168)		

令和3年度～令和7年度 第4次恵那市行財政改革行動計画(原案)

番号	新・継	具体的な改革項目	最終目標値	現状と課題(これまでの取組)	改革の目的及び効果	取り組み内容	実施概要	R3	R4	R5	R6	R7	実行責任部課	実行関係部課			
II-④-4	継続	公共施設等総合管理計画の推進(④)公営住宅関係)	老朽化住宅の取壊し 廃止戸数 50戸	恵那市公営住宅長寿命化計画(H24年度からR3年度まで)により、除却が決まっている住宅が151戸存在する。入居者の退居後に順次取壊していく方針であり、他の市営住宅への移転をお願いしているが、約60%が30年以上の入居世帯であり、地域への愛着があるため、退去に至らない。また、高齢者を含む世帯が70%を超え、高齢者のみの世帯は約60%であるため、移転に難色を示される。R4年からの恵那市公営住宅長寿命化計画の見直しに伴い、現状を踏まえた取壊しの計画を検討する。	恵那市公営住宅長寿命化計画にもとづき用途廃止する住宅を解体・除却して維持管理費の削減しつつ、市営住宅等の管理運営の効率化及び適正な供給を行う。	・用途廃止する住宅から他の市営住宅等への移転促進。 ・市営住宅の用途廃止の推進。	取り組み内容	用途廃止住宅の解体	用途廃止住宅の解体	用途廃止住宅の解体	用途廃止住宅の解体	用途廃止住宅の解体		建設部都市住宅課	建設部都市住宅課		
								住宅の取壊し	10戸	10戸	10戸	10戸	10戸				
								目標設定及び実績									
								予想効果額	0.7 FM(224)	0.7 FM(224)	0.7 FM(224)	0.7 FM(224)	0.7 FM(224)				
II-④-5	継続	公共施設等総合管理計画の推進(⑤)消防署所関係)	消防署・所の適正な配置	南地区の消防署所(岩村署・明智署)は築45年が経過することから、老朽化が加速するため大規模改修や改築が必要となっている。また、消防業務の多様化・高度化に伴い、専門的知識を有する職員の育成及び配置が重要な課題であり、本部と署の分割化が避けて通れない状況となっている。	将来の人口減少やファミリータイムマネジメントの観点から署所の再配置を検討するとともに、職員の資質向上と負担軽減を、引いては管理経費の削減を図る。	・南地区消防署所現行体制の経緯洗い出し。 ・消防施設整備計画(国の指針)との整合性確認。 ・部内及び市関係部課の調整、関係機関等の協議実施。 ・委員会の設置。(市関係部課との調整→設置要綱作成→委員の選定→委員会設置)	取り組み内容	・部内調整 ・市関係部課協議 ・委員会等設置	・部内調整 ・市関係部課協議 ・地元、関係団体との調整協議	・部内調整 ・市関係部課協議 ・地元、関係団体との調整協議	・方針決定	・方針決定による調整・実施		消防本部消防総務課	消防本部消防総務課		
								消防署・所の適正配置の検討	協議検討	協議検討	協議検討	方針決定	調整・実施				
								目標設定及び実績									
								予想効果額	-	-	-	-	-				
II-④-6	継続	公共施設等総合管理計画の推進(⑥)消防団関係)	消防団施設の適正化	消防団施設は、消防団員の減少に伴い管理運営が厳しくなるとともに団員の負担となっているため、活性化部会において方向を検討しながら地域との話し合いを持ち、順次集約化を実施している。	人口減や団員減少に伴う消防団拠点施設の適正化のため、現在、58箇所ある消防器具庫を48箇所以下に集約及び車両の廃止、施設管理の団員負担の軽減及び維持管理経費の削減を図る。	・集約が遅れている分団に対する施設の維持状態の把握及び将来展望について検討・助言。 ・振興事務所との協議実施。 ・遊休施設の有効利用に向けた協議実施。	取り組み内容	・消防団器具庫の集約化 ・器具庫の廃止及び車両廃止	・消防団器具庫の集約化 ・器具庫の廃止及び車両廃止	・消防団器具庫の集約化 ・器具庫の廃止及び車両廃止	・消防団器具庫の集約化 ・器具庫の廃止及び車両廃止	・消防団器具庫の集約化 ・器具庫の廃止及び車両廃止	・消防団器具庫の集約化 ・器具庫の廃止及び車両廃止	消防本部消防総務課	各振興事務所		
								器具庫の廃止	2戸	2戸	2戸	2戸	2戸				
								車両廃止	2台	2台	2台	2台	2台				
								目標設定及び実績									
予想効果額	0.2 FM(27)	0.2 FM(27)	0.2 FM(27)	0.2 FM(27)	0.2 FM(27)												

令和3年度～令和7年度 第4次恵那市行財政改革行動計画(原案)

番号	新・継	具体的な改革項目	最終目標値	現状と課題 (これまでの取組)	改革の目的 及び効果	取り組み内容	実施概要	R3	R4	R5	R6	R7	実行責任部課	実行関係部課	
II-④-7	継続	公共施設等総合管理計画の推進(⑦文化施設関係)	文化施設の運営合理化及び指定管理者制度導入の検証	市内に複数の類似目的施設を含む、文化施設を管理運営しており、事務的負担のみならず各施設の老朽化による維持管理経費の負担が増大している。また今後、大規模改修が見込まれる施設を有している。	類似目的施設の利活用や運営合理化を目指すため、指定管理者制度導入に向け取り組むことで、事務的負担や維持管理経費の軽減に繋げる。また公共施設等総合管理計画に基づき、類似目的施設の複合化を目指す。	<ul style="list-style-type: none"> ・類似目的施設の利便性と運営の改善を図る。 ・明治天皇大井行在所の指定管理候補団体(まちづくり実行組織)による連携した施設運営の検討を行い、最終目標として指定管理者制度の導入を目指す。 ・類似目的施設の複合化を目指すため、実行関係部署や地域と協議検討を行い、方針を出す。 	取り組み内容	各方面との施設のあり方及び運営方法の検討並びに調整	各方面との施設のあり方及び運営方法の検討並びに調整	各方面との施設のあり方及び運営方法の検討並びに調整	各方面との施設のあり方及び運営方法の検討並びに調整	文化関連施設の統廃合及び指定管理者制度の導入	教育委員会事務局生涯学習課	教育委員会事務局生涯学習課・まちづくり企画部地域振興課	
								中山道ひし屋資料館	協議検討	協議検討	指定管理者制度導入準備	指定管理者制度導入の適否検討			指定管理者制度導入の可否の決定
								明智かえでホール	協議検討	協議検討	協議検討	協議検討			方針決定
								予想効果額	-	-	-	-			-
II-④-8	継続	公共施設等総合管理計画の推進(⑧教職員住宅関係)	現在の管理戸数を37戸から26戸程度とする。	平成16年度の教職員住宅の管理戸数は63戸だったが、管理移管や老朽化による建物の解体等を行い、管理戸数を減少させてきた。現在も飯地町、大井町、岩村町、山岡町、明智町、上矢作町の地域に1つの教職員住宅施設があり、37戸の教職員住宅を管理しているが、民間アパートの利用や自宅からの通勤により入居者は減少している。	入居者の実績から管理移管及び処分(解体含む)を検討し、管理戸数を減らすことにより、入居者がいない状況でも生じている維持管理費の削減を図る。	管理移管及び処分(解体含む)による管理戸数の削減。	取り組み内容	教職員住宅管理移管または処分	協議・検討	教職員住宅管理移管または処分	教職員住宅管理移管または処分	教職員住宅管理移管または処分	教育委員会事務局教育総務課	教育委員会事務局教育総務課	
								廃止戸数	2戸	-	4戸	1戸			4戸
								予想効果額	0.2 FM(38)	-	0 FM(76)	0 FM(19)			0.1 FM(76)
								取り組み内容	・恵那南地区の学校給食センターは、岩村・山岡・明智の3センターあるが、そのうち岩村学校給食センターは平成5年に供用開始し、現在かなり老朽化している。山岡学校給食センターは平成12年、明智学校給食センターは平成16年竣工でまだまだ使用可能である。子供の少子化に伴い、今後子供の数が減少してくることから、現在の3センターから岩村学校給食センターを廃止し、岩村・上矢作の小、中学校並びにこども園の給食を山岡・明智学校給食センターで調理、配送することにより、年間28,000千円の削減が期待できる。	・恵那南地区の学校給食センターの統廃合を検討し、岩村学校給食センターの廃止、山岡・明智学校給食センターで岩村・上矢作分を配送、恵那特別養護学校分を恵那市学校給食センターに変更という方針が令和元年度決定している。今後、配送コンテナ、食器類の適合調査、山岡学校給食センターで不足している消毒保管庫等の検討を行う。	・恵那南地区学校給食センターの配置配送計画に沿って、山岡・明智・恵那市学校給食センターに新規配送車の設置、山岡センターに消毒保管機を増設。	・山岡、明智学校給食センターの2センターでの調理・配送開始。(恵那特別支援学校は恵那センターにて対応)			・山岡、明智学校給食センターの2センターでの実施。(恵那特別支援学校は恵那センターにて対応)
恵那南地区3センターの統廃合	・新規配送車設置 ・消毒補完機能増設	2センターでの対応開始	・2センターでの対応 ・岩村センター取り壊し	2センターでの対応	2センターでの対応										
予想効果額	-	28 FM(288)	-	-	-										
II-④-9	継続	公共施設等総合管理計画の推進(⑨学校給食センター関係)	恵那南地区学校給食センターの統廃合	<ul style="list-style-type: none"> ・恵那市の将来的な少子化が予想されると、恵那南地区の岩村・山岡・明智学校給食センターのうち、特に岩村学校給食センターの老朽化が激しいため、岩村学校給食センターを廃止し、山岡・明智学校給食センターで岩村・上矢作の小中学校、こども園分を配送する恵那南地区学校給食センター配置配送方針を定め、方針に基づき事業を推進していく体制が整った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・恵那南地区の学校給食センターの統廃合を検討し、岩村学校給食センターの廃止、山岡・明智学校給食センターで岩村・上矢作分を配送、恵那特別養護学校分を恵那市学校給食センターに変更という方針が令和元年度決定している。今後、配送コンテナ、食器類の適合調査、山岡学校給食センターで不足している消毒保管庫等の検討を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・恵那南地区学校給食センターの配置配送計画に沿って、山岡・明智・恵那市学校給食センターに新規配送車の設置、山岡センターに消毒保管機を増設。 ・山岡、明智学校給食センターの2センターでの調理・配送開始。(恵那特別支援学校は恵那センターにて対応) ・岩村センターの取り壊し等実施。 	取り組み内容	恵那南地区3センターの統廃合	・新規配送車設置 ・消毒補完機能増設	2センターでの対応開始	・2センターでの対応 ・岩村センター取り壊し	2センターでの対応	2センターでの対応	教育委員会事務局学校給食センター	教育委員会事務局教育総務課
								廃止戸数	2戸	-	4戸	1戸	4戸		
								予想効果額	0.2 FM(38)	-	0 FM(76)	0 FM(19)	0.1 FM(76)		
								取り組み内容	・恵那南地区の学校給食センターの統廃合を検討し、岩村学校給食センターの廃止、山岡・明智学校給食センターで岩村・上矢作分を配送、恵那特別養護学校分を恵那市学校給食センターに変更という方針が令和元年度決定している。今後、配送コンテナ、食器類の適合調査、山岡学校給食センターで不足している消毒保管庫等の検討を行う。	・恵那南地区の学校給食センターの統廃合を検討し、岩村学校給食センターの廃止、山岡・明智学校給食センターで岩村・上矢作分を配送、恵那特別養護学校分を恵那市学校給食センターに変更という方針が令和元年度決定している。今後、配送コンテナ、食器類の適合調査、山岡学校給食センターで不足している消毒保管庫等の検討を行う。	・恵那南地区学校給食センターの配置配送計画に沿って、山岡・明智・恵那市学校給食センターに新規配送車の設置、山岡センターに消毒保管機を増設。	・山岡、明智学校給食センターの2センターでの調理・配送開始。(恵那特別支援学校は恵那センターにて対応)	・岩村センターの取り壊し等実施。		
恵那南地区3センターの統廃合	・新規配送車設置 ・消毒補完機能増設	2センターでの対応開始	・2センターでの対応 ・岩村センター取り壊し	2センターでの対応	2センターでの対応										
予想効果額	-	28 FM(288)	-	-	-										

◎第4次恵那市行財政改革行動計画(令和3年度～令和7年度)による効果額の試算

(単位:百万円)

基本方針	改革項目		試算額					合計
			R03	R04	R05	R06	R07	
行政サービスの視点に立った「質」の改革	I-①-1	市民窓口サービスの向上	-	-	-	-	-	-
	I-①-2	行政情報発信の推進	-	-	-	-	-	-
	I-②-1	オンライン申請手続きの推進	-	-	-	-	-	-
	I-②-2	公共料金のキャッシュレス決済導入	-	-	-	-	-	-
	I-③-1	人材育成の推進	-	-	-	-	-	-
	I-③-2	働き方改革の推進	-	-	-	-	-	-
簡素で効率的な行政経営の確立	II-①-1	職員提案による業務改善の実施	-	-	-	-	-	-
	II-①-2	業務の自動化による効率化と生産性向上	-	-	-	-	-	-
	II-②-1	職員定数の適正化						0.0
	II-②-2	時間外勤務手当の縮減	1.3	2.6	3.9	5.2	6.5	19.5
	II-②-3	定型窓口業務の民間委託	-	-	-	-	-	-
	II-③-1	起債額の適正化と積極的な償還による地方債残高の縮減	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	25.0
	II-③-2	適切な基金額の確保	-	-	-	-	-	-
	II-③-3	基金運用による安全確実な基金財源の確保	75.0	75.0	75.0	75.0	75.0	375.0
	II-③-4	広告収入事業の推進	1.0	1.1	1.2	1.3	1.4	6.0
	II-③-5	市有財産の有効活用	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	15.0
	II-③-6	通園バス等の利用者の受益者負担	-	-	-	-	2.5	2.5
	II-③-7	下水道区域内(農業集落排水事業区域を含む)の水生化率の向上	1.5	3.0	4.5	6.0	7.4	22.4
	II-④-1	公共施設等総合管理計画の推進(①集会施設(地域限定施設等)関係)	0.0 (457.0)	-	-	-	-	0.0 (457.0)
	II-④-2	公共施設等総合管理計画の推進(②高齢福祉施設関係)	-	-	-	-	0.0 (42.0)	0.0 (42.0)
	II-④-3	公共施設等総合管理計画の推進(③農業関連施設関係)	-	-	0.1 (118.0)	-	0.0 (168.0)	0.1 (286.0)
	II-④-4	公共施設等総合管理計画の推進(④公営住宅関係)	0.7 (224.0)	0.7 (224.0)	0.7 (224.0)	0.7 (224.0)	0.7 (224.0)	3.5 (1,120.0)
	II-④-5	公共施設等総合管理計画の推進(⑤消防署所関係)	-	-	-	-	-	-
	II-④-6	公共施設等総合管理計画の推進(⑥消防団関係)	0.2 (27.0)	0.2 (27.0)	0.2 (27.0)	0.2 (27.0)	0.2 (27.0)	1.0 (135.0)
	II-④-7	公共施設等総合管理計画の推進(⑦文化施設関係)	-	-	-	-	-	-
	II-④-8	公共施設等総合管理計画の推進(⑧教職員住宅関係)	0.2 (38.0)	-	0.0 (76.0)	0.0 (19.0)	0.1 (76.0)	0.3 (209.0)
II-④-9	公共施設等総合管理計画の推進(⑨学校給食センター関係)	-	28.0 (288.0)	-	-	-	28.0 (288.0)	
合 計			87.9 (746.0)	118.6 (539.0)	93.6 (445.0)	96.4 (270.0)	101.8 (537.0)	498.3 (2,537.0)

【共通事項】

※行動計画の目標が「協議検討の後に方針決定、実施」となっている場合は、試算額 - としています。
 ※効果額は方針が決定した後に反映します。また、施設等の移譲・廃止等による効果額は、移譲・廃止等を行った年度に計上します。

【試算額が2段書きとなっている項目】

※上段の合計額は、ファミリーマネジメントの効果額を除いた金額(維持運営費等の実効果額)となります。
 ※下段()の金額は、ファミリーマネジメントを実施することにより、将来発生する大規模改修・更新費用を効果額とします。